

## パブリックコメント手続実施要項

作成日：平成28年(2016年)1月20日

素案の名称	第五次総合計画後期基本計画(素案)について
パブリックコメント手続実施の目的	今後5年間のまちづくりの方向性を示した2016年度(平成28年度)から2020年度(平成32年度)を期間とする第五次総合計画後期基本計画が、今後の市のまちづくりにおける市民ニーズに的確に対応できる内容となるよう、意見を募集します。
実施部局名	総務部 財政経営室
(問い合わせ先)	財政経営室 (電話：072-724-6708)
公表内容	第五次箕面市総合計画 後期基本計画(素案)
素案の閲覧方法と閲覧場所	<p>(1)市ホームページ (アドレス <a href="http://www.city.minoh.lg.jp/soukei/public.html">http://www.city.minoh.lg.jp/soukei/public.html</a>)</p> <p>(2)総務部財政経営室(箕面市役所 本館2階 202番窓口)</p> <p>(3)行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階)</p> <p>(4)総合保健福祉センター</p> <p>(5)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所</p> <p>(6)中央・東生涯学習センター、西南公民館、みのお市民活動センター</p> <p>※(2)～(5)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで</p> <p>※(6)は、各施設の開館日、開館時間中</p>
意見等の提出期間	平成28年(2016年)2月1日から2月29日まで(消印有効)
意見等の提出方法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1)閲覧場所の窓口への提出</p> <p>(2)郵便による送付・・・〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 箕面市役所財政経営室</p> <p>(3)ファクシミリによる送付・・・072-723-2096</p> <p>(4)電子メールによる送付・・・zaisei@maple.city.minoh.lg.jp</p> <p>※ 閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意見等を提出できるかた	<p>(1)本市にお住まいのかた</p> <p>(2)本市に事務所又は事業所がある事業者</p> <p>(3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた</p> <p>(4)本市にある学校に在学しているかた</p> <p>(5)本市に対して納税義務を有しているかた</p> <p>(6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体</p>
意見等を提出する際の必要記載事項	<p>(1)意見を提出しようとする素案の名称</p> <p>(2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(4)及び(6)に該当するかたにあっては、名称及び所在地)</p> <p>(3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「素案の閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。</p> <p>公表期間：平成28年(2016年)3月(予定)</p> <p>※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備考	—